

令和元年度（第3回）新居浜市職員採用候補者登録試験要綱

1 受付期間

令和元年8月1日（木曜日）から8月28日（水曜日）までの執務時間中（土・日曜日及び祝日を除き8時30分から17時15分まで）受け付けます。なお、郵便の場合は、令和元年8月26日（月曜日）までの消印のあるものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについてのみ受験できます。

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務 （初級）	1人程度	本庁又は出先機関に勤務し、一般事務に従事します。
消防士 （初級）	1人程度	消防業務に従事します。
一般事務 （障がい者・初級）	1人程度	本庁又は出先機関に勤務し、一般事務に従事します。
土木技術 （初級）	1人程度	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。
機関長	1人程度	渡海船業務に従事します。

（注）採用予定人員については、今後の事業計画等により変更することがあります。

3 受験資格

- （1）全ての職種において男女は問いません。
- （2）日本国籍を有しない人も受験できます（ただし、消防士は除きます。）。
- （3）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者（10参考 地方公務員法抜粋を参照）
- （4）新居浜市に居住する者又は採用後市内に居住可能な者で次表に該当するもの

試験区分	学歴等	年齢
一般事務 （初級） ※注1	高等学校、高等専門学校、短期大学及び専修学校を卒業した者又は令和2年3月に卒業見込みの者（学校教育法による4年制大学を卒業した者及び令和2年3月に卒業見込みの者又は高等専門学校専攻科を修了した者及び令和2年3月に修了見込みの者は除く。）	平成6年4月2日以降に生まれた者

<p>消防士 (初級) ※注1</p>	<p>日本国籍を有し、アからウまでの要件を満たす者で、高等学校、高等専門学校、短期大学及び専修学校を卒業した者又は令和2年3月に卒業見込みの者（学校教育法による<u>4年制大学を卒業した者及び令和2年3月に卒業見込みの者又は高等専門学校専攻科を修了した者及び令和2年3月に修了見込みの者は除く。</u>）</p> <p>ア 視力が両眼で0.7以上（矯正含む。）で、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上（矯正含む。）の者</p> <p>イ 聴力が左右正常である者</p> <p>ウ 準中型免許取得者（車両総重量7.5tに限る。）又は令和2年度中に取得できる者</p>	<p>平成8年4月2日以降に生まれた者</p>
<p>一般事務 (障がい者・初級) ※注1</p>	<p>高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校、大学及び大学院を卒業した者又は令和2年3月卒業見込みの者で、次の要件を全て満たすもの</p> <p>ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>イ 職員以外の人には職務中関われないため、介護なしで職務遂行（週38時間45分の勤務）可能な者</p> <p>ウ 活字印刷又は点字による出題に対応できる者</p>	<p>昭和60年4月2日以降に生まれた者</p>
<p>土木技術 (初級) ※注1</p>	<p>高等学校、高等専門学校、短期大学及び専修学校において、土木又は農業土木課程を履修し卒業した者又は令和2年3月に卒業見込みの者（学校教育法による<u>4年制大学を卒業した者及び令和2年3月に卒業見込みの者又は高等専門学校専攻科を修了した者及び令和2年3月に修了見込みの者は除く。</u>）</p>	<p>平成6年4月2日以降に生まれた者</p>
<p>機関長 ※注2</p>	<p>6級海技士（機関）以上の海技免状を有する者又は令和2年3月までに海技免状を取得する見込みの者</p>	<p>昭和60年4月2日以降に生まれた者</p>

※注1 高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校等を卒業した者又は卒業見込みの者については、新居浜市が準ずると認める者を含みます。

※注2 機関長の勤務形態等について

① 勤務時間は、12週間につき1週間当たり38時間45分とし、次の区分により所属長が割り振ります。また、12週間につき24日を週休日として所属長が指定します。

甲勤務 6時～13時55分、乙勤務 13時55分～22時、丙勤務 8時30分～1

7時15分

- ② 始発便（6時20分大島発）及び終着便（21時45分大島着）の運航業務への従事があるため、**大島からの勤務開始があります**（大島で宿泊できる施設を斡旋します。）。
- ③ 採用後には船長として操船できるよう資格取得、研修の受講等に努めていただきます。

4 試験の方法

(1) 第1次試験

- ア 公務員として必要な一般知識・知能について筆記試験を行います。【全職種】
- イ 専門試験【土木技術のみ】
- ウ パーソナリティ検査【全職種】
- エ 事務適性検査【一般事務、機関長】
- オ 消防適性検査【消防士のみ】

（試験科目、出題分野等は、別紙を参照してください。）

(2) 第2次試験

- ア 作文試験
- イ 口述試験 面接試験など
- ウ 体力テスト【消防士のみ】

5 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	場 所	合 格 発 表
第1次試験	令和元年9月22日（日） 8時30分～ （試験区分によって終了時間が異なります。別紙 参照）	市役所本庁舎	令和元年10月上旬に本庁舎及び各支所に掲示するほか受験者全員に通知します。また、新居浜市ホームページにも掲載します。
第2次試験	第1次試験に合格した方に通知します。		

※ 第1次試験の筆記試験の結果（本人の点数、順位、合格者の最低点）をお知らせすることができます。希望される方は、申込書の該当欄に記入してください。

ただし、第1次試験合格者には、筆記試験の結果をお知らせすることはできません。

※ 点字による第1次試験は別途日時になりますので、希望される方には後日改めてお知らせします。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、新居浜市職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する「採用候補者名簿」に記載し、原則として職員に欠員が生じた場合、成績順に採用します。

なお、この名簿の有効期間は原則として、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとします。

(2) 所定の時期までに卒業できなかった場合は採用されません。

(3) 日本国籍を有しない者で、採用日において、法令により永住を認められていないものは、採用されません。

7 給 与

初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、原則として次のとおり支給されます。 初級（18歳） 148,600円 程度

なお、職務経験者の初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、基準学歴、前職歴などにより決定されます。

このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

8 受験手続

(1) 申込用紙の請求 …… 令和元年7月26日（金曜日）からお渡しします。

申込用紙は、総務部人事課、上部支所、川東支所又は別子山支所の窓口にご請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記して92円切手を貼った返信用封筒（235mm×120mm＝長3）を必ず同封してください。

また、新居浜市ホームページから申込書と受験票を印刷することができます。申込書は、**A4サイズで両面印刷**してください。受験票は、切り取って提出してください。なお、拡大・縮小印刷は、行わないでください。

(2) 申込手続

ア 申込書及び受験票には、必要な事項を記入し、申込前6か月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cm）を貼って、総務部人事課へ提出してください。

なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きし、宛先を明記して82円切手を貼った受験票返送用の封筒（235mm×120mm＝長3）を必ず同封してください。

イ 申込書の受付と同時に受験票を交付しますが、この受験票は、試験当日に持参してください。（郵便により申し込まれた場合、受験票が試験日の2週間前（令和元年9月8日）までに届かないときは、必ず人事課まで連絡をしてください。）

ウ 一般事務（障がい者・初級）を受験希望し、点字試験など試験に当たって合理的配慮が必要な方は申込書に記入のうえ、申込みをする際に職員に申し出てください。

(3) 申込に必要な書類

ア 申込書 所定の用紙を交付します。〔全職種〕

イ 受験票 所定の用紙を交付します。〔全職種〕

ウ 写真2枚 申込書、受験票に貼付してください。〔全職種〕

エ 障がい者手帳 氏名、障がい名等が確認できる箇所のコピーを添付してください。（なお、申込時に手帳が未交付の方は、交付後、第1次試験の受験日までに持参ください。）〔一般事務（障がい者・初級）のみ〕

オ 海技免状 機関長の受験者は、海技免状の写し（取得見込みの者については、取得見込み証明書）を申込みと同時に提出してください。

9 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任昇格については、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の各号に該当しない範囲で行われます。

(1) 公権力の行使に該当する職務

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・

制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令 など

(2) 公の意思の形成への参画に携わる職

具体的には、専決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。

10 参 考 (地方公務員法一抜粋)

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

11 注 意 事 項

(1) 試験当日は、受験票、筆記用具(HB又はBの鉛筆、消しゴム)を必ず持参してください。

(2) 試験開始時間に間に合わなかった場合、原則として受験を認めておりませんので、余裕をもって試験会場にお越しください。

12 備 考

受験手続その他お問合せは、総務部人事課に御連絡ください。

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL 0897-65-1213

新居浜市ホームページ

<http://www.city.niihama.lg.jp/site/saiyou/>